



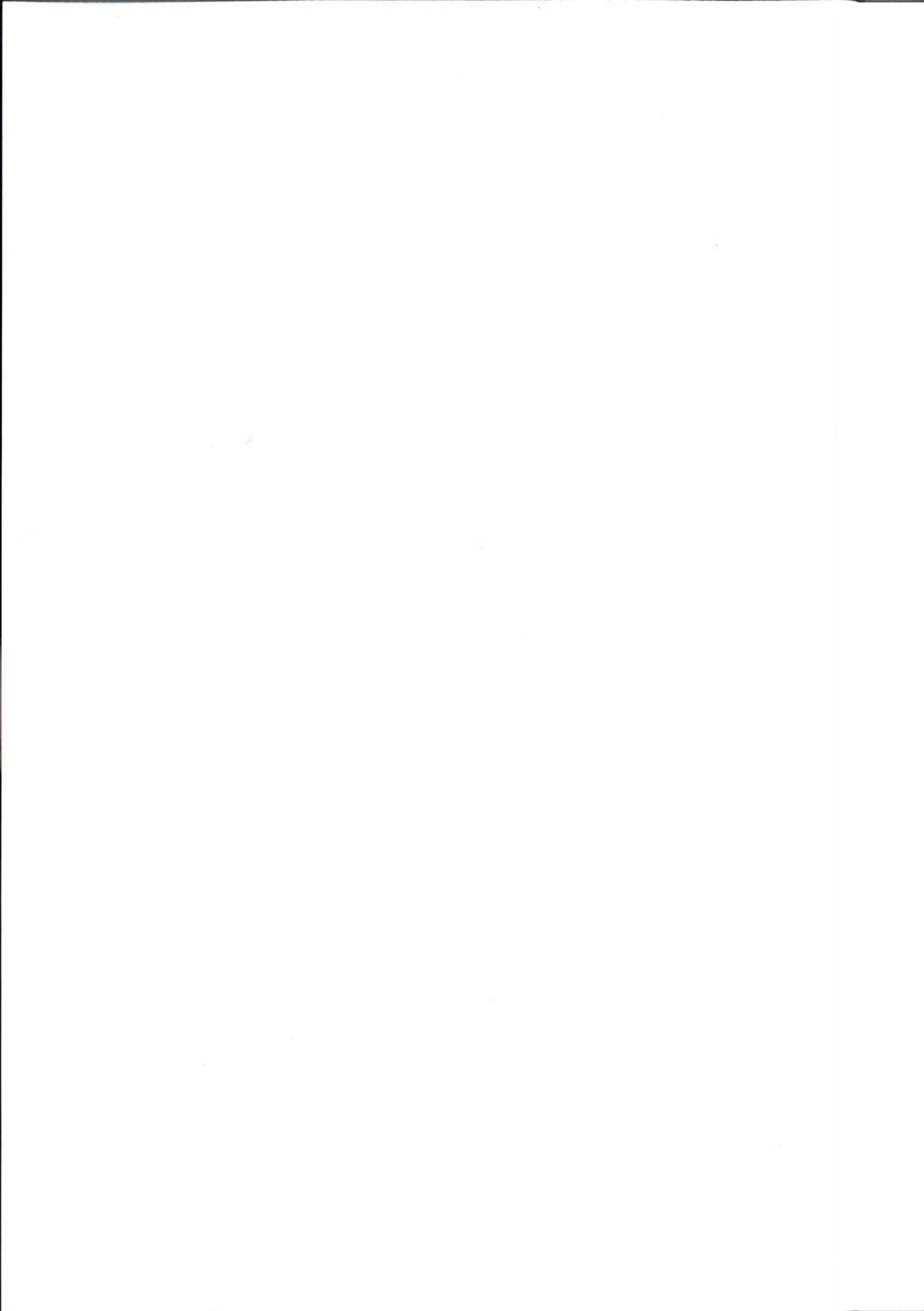
産業廃棄物管理型最終処分場に係る



環境保全協定書

公益財団法人鹿児島県環境整備公社
鹿 児 島 県 会 会
川 永 野 自 治 會 會
木 場 茶 屋 自 治 會 會
百 次 大 原 野 自 治 會 會
東 大 谷 自 治 會 會





産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定書

公益財団法人鹿児島県環境整備公社（以下「甲」という。），鹿児島県（以下「乙」という。）並びに川永野自治会，木場茶屋自治会，百次大原野自治会及び東大谷自治会（以下「丙」という。）は，甲が薩摩川内市川永野地区に設置する産業廃棄物管理型最終処分場（以下「管理型処分場」という。）の建設及び管理型処分場が廃止されるまでの間の運営（以下「建設及び運営」という。）に関し，薩摩川内市（以下「丁」という。）を立会人として，産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本協定書第5条に基づき，次のとおり産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定（以下「協定」という。）を締結する。

第1章 総括事項

（目的）

第1条 この協定は，管理型処分場の建設及び運営に関して必要な措置を講じ，丙の地域住民（以下「地域住民」という。）の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 甲は，埋立地（産業廃棄物の埋立容量60万立方メートル），覆蓋施設，遮水工，浸出水処理施設，集排水施設，管理施設及びその他の施設からなる管理型処分場を整備するものとする。

2 甲は，管理型処分場の建設及び運営に当たって，地域住民の安全の確保及び生活環境を保全するため，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。），鹿児島県県外産業廃棄物及び県外汚染土壤の搬入の許可に関する条例（平成22年鹿児島県条例第34号），鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱（平成3年鹿児島県告示第941号）及びその他の関係法規を遵守するとともに，地域住民の生活環境の保全に関する意向に配慮するものとする。

3 乙は，管理型処分場の建設及び運営について，責任を持って甲に対し指導，助言，その他必要な支援を行うとともに，最終的な責任を負うものとする。

4 丙は，管理型処分場の建設及び運営に当たって，甲が実施する生活環境保全対策に協力するとともに，地域住民の安全の確保及び生活環境の保全が図られるよう監視することができるものとする。

第2章 建設

(周辺環境対策)

第3条 甲は、管理型処分場の建設に当たって、建設地周辺や下流域の環境への影響を低減するため、次のとおり環境保全対策を行うものとする。

(1) 粉塵防止対策

造成工事時の土砂の掘削、積込み及び運搬等の作業による粉塵発生を防止するため、路面及び工事用車両の清掃及び散水を徹底するものとする。

(2) 工事用車両、施工機械による排出ガス対策

排出ガスの発生を抑制するため、低公害車等の使用に努めるとともに、アイドリングストップの励行などを徹底するものとする。

(3) 水質汚濁防止対策

河川の水質汚濁を防止するため、仮設沈砂池を設置するなどの対策を講じるものとする。

(4) 騒音、振動防止対策

ア 施工に当たっては、騒音、振動の防止を図るため、低騒音、低振動型の機械を使用し、機械配置及び工法の選定に配慮するとともに、必要に応じて騒音、振動の測定を行うものとする。

イ 工事用車両の公道における走行は、法定速度、規制速度の遵守を徹底するものとする。

(交通安全対策)

第4条 甲は、管理型処分場の建設に当たって、地域住民の交通事故等を防止するため、次のとおり交通安全対策を講じるものとする。

(1) 地元車両を優先すること。

(2) 法定速度、規制速度を遵守し、交通安全に十分配慮すること。

(3) 原則として、朝夕の通勤・通学の時間帯を避けた運行計画とすること。

(4) 違法停車、違法駐車の禁止を徹底すること。

(5) 道路交通安全上、必要と思われる場合は、警備員等を配置するなどの対策を講じること。

(6) 工事用車両を判別できるようにすること。

(7) 工事用車両の経路は、災害等により通行が不能となる場合を除き、別紙1に定めるものとすること。

(災害防止対策)

第5条 甲は、管理型処分場の建設時における災害の発生を未然に防止するため、必要な対策を講じるものとする。

(作業員等の指導等)

第6条 甲は、施工業者等に対し、管理型処分場の建設に従事する作業員等に講習会等を受講させるなど工事の安全に関する意識の向上を図るとともに、環境保全にも十分配慮するよう指導監督するものとする。

第3章 運営

(廃棄物の種類等)

第7条 管理型処分場に搬入できる廃棄物の種類は、別表1のとおりとする。

- 2 搬入する廃棄物は、原則として鹿児島県内で発生したものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、災害等緊急やむを得ない場合は、甲は、事前に乙及び丙と協議して定めるものとする。

(埋立期間)

第8条 甲が、廃棄物の埋立てを行うことができる期間（以下「埋立期間」という。）は、埋立開始の日から15年間とするものとする。

- 2 甲は、前項の埋立期間を変更するときは、あらかじめ丙と協議するものとする。

(搬入日及び搬入時間)

第9条 廃棄物の管理型処分場への搬入日は、日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除くものとする。

- 2 前項の各日における搬入時間は午前9時から午後4時までとするものとする。
- 3 甲は、災害等やむを得ない事情により、搬入日及び搬入時間を変更する必要が生じた場合は、丙と協議するものとする。

(経路)

第10条 廃棄物の運搬車両の経路は、別紙2に定める国道3号隈之城バイパスの木場茶屋交差点を出入口としたものとする。

- 2 甲は、災害等やむを得ない事情により、別紙2と異なる経路を定める必要が生じた場合は、丙と協議するものとする。

(交通安全対策)

第11条 甲は、管理型処分場の運営に当たって、地域住民の交通事故等を防止するため、次のとおり交通安全対策を講じるものとする。

- (1) 地元車両を優先すること。
- (2) 法定速度、規制速度を遵守し、交通安全に十分配慮すること。
- (3) 原則として、朝夕の通勤・通学の時間帯を避けた運行計画とすること。
- (4) 違法停車、違法駐車の禁止を徹底すること。

(搬入管理)

第12条 甲は、廃棄物を排出する事業者等（以下「排出事業者等」という。）から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第3号及び第6条第1項第3号で定める基準（以下「受入基準」という。）に適合する廃棄物を受け入れるものとする。

- 2 甲は、廃棄物の受入れに当たっては、排出事業者等に対し廃棄物の発生工程、使用する原材料及び性状に関する資料の提出を求めるとともに、排出事業者等の事業所の立入調査及び廃棄物の分析等を行い、受入基準の適否を審査するものとする。
- 3 甲は、前項により審査した結果、受入基準に適合していると認めるとときは、排出事業者等と廃棄物の処理に関する委託契約を締結するものとする。
- 4 甲は、廃棄物が管理型処分場に搬入される時点で、書類審査、目視による確認、抜取検査及び展開検査を実施し、廃棄物の性状を確認するものとする。
- 5 甲は、前項により確認した結果、委託契約に違反すると認められたときは、搬入を認めないものとする。
- 6 甲は、廃棄物の運搬車両について、事前に登録するとともに判別できるようにするものとする。
- 7 甲は、廃棄物の適正な搬入管理のため、排出事業者等、収集運搬業者及び搬入に従事する者への指導を徹底するものとする。

(管理型処分場の維持管理)

第13条 甲は、管理型処分場の機能が完全に發揮できるよう、維持管理に関するマニュアルを作成するなど、リスク管理を含めた維持管理体制の確立を図るものとする。

- 2 甲は、前項の維持管理に関するマニュアルの作成に当たっては、乙及び丙と協議するものとする。
- 3 甲は、別表2に掲げる調査項目について、同表に掲げる調査地点において環境モニタリングを実施し、その結果を公表するものとする。
- 4 甲は、管理型処分場において発生する浸出水については、河川に放流せ

ず、浸出水処理施設で処理した後、管理型処分場内で循環利用するものとする。

(埋立終了後の維持管理)

第14条 甲は、廃棄物の埋立ての終了に当たっては、事前に乙及び丙に報告するものとし、埋立ての終了後は、乙から管理型処分場の廃止確認を受けるまでの間は、適正に管理型処分場の維持管理を行うものとする。

(定期報告)

第15条 甲は、搬入実績及び別表2に掲げる各種のモニタリング結果について、毎月乙及び丙に報告するものとする。

(異常時の対応)

第16条 甲は、管理型処分場で周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのある故障又は事故が発生した場合には、直ちに搬入を停止し、適切な措置を講じるとともに、その状況を速やかに乙及び丙に報告するものとする。

2 甲は、事故等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じた後でなければ廃棄物の搬入を再開してはならないものとする。

(防災対策)

第17条 甲は、台風、地震等による自然災害等が発生した場合、直ちに対応できるよう危機管理に関するマニュアルを作成するなど、必要な対策を講じるものとする。

2 甲は、前項の危機管理に関するマニュアルの作成に当たっては、乙及び丙と協議するものとする。

第4章 その他

(安全監視委員会の設置)

第18条 管理型処分場の建設及び運営に当たり、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、甲、乙及び丙の協議により安全監視委員会を設置するものとする。

2 安全監視委員会に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(立入調査等)

第19条 甲は、管理型処分場の建設及び運営に当たり、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため必要と認められる場合は、地域住民、安全監視委員会及び同委員会が指定する者の管理型処分場への立入調査を受け入れるものとする。

2 甲は、地域住民から管理型処分場の維持管理に関する資料の閲覧又は謄写の請求があった場合は、甲の定める情報公開規程に基づき対応するものとする。

3 甲は、前2項について、誠意を持って対応するものとする。

(苦情処理)

第20条 甲は、地域住民から管理型処分場の建設及び運営に関して苦情を受けたときは、誠意を持って迅速に処理するものとする。

(被害の補償)

第21条 甲は、管理型処分場の建設及び運営に起因して地域住民に被害を与えた場合は、丙と協議の上、乙の支援を得て、誠意を持ってその損害を賠償するものとする。

(施設の変更)

第22条 甲は、管理型処分場の施設の改良又は変更（廃棄物処理法第15条の2の5第1項ただし書きに定める軽微な変更を除く。）を行う場合は、乙及び丙と協議するものとする。

(その他)

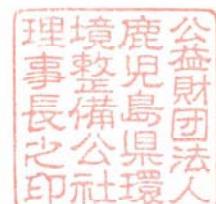
第23条 甲は、管理型処分場の建設及び運営に関し、必要な規程等を定める場合は、乙及び丙と協議するものとする。

2 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたとき若しくは協定を変更する必要が生じたときは、その都度、丁を立会人として、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙、丙及び丁それが記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年3月18日

甲 公益財団法人鹿児島県環境整備公社 理事長 新川龍郎



乙 鹿児島県 知事 伊藤祐一郎



丙 川永野自治会 会長 原園和子



木場茶屋自治会 会長 吉竹千秋



百次大原野自治会 会長 八牟禮慎作



東大谷自治会 会長 和田岩男



(立会人)

丁 薩摩川内市 市長 岩切秀雄



別表1 (第7条関係)

廃棄物の種類
(産業廃棄物)
燃え殻, 汚泥, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残さ, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, 鉱さい, がれき類, ばいじん, 13号廃棄物
(一般廃棄物)
市町村の一般廃棄物で、上記産業廃棄物と同一の種類に 属するもの

別表2 (第13条, 第15条関係)

項目	調査地點	頻度	調査項目
浸出水(原水)	浸出水処理施設	毎日 月1回 年1回	pH, 電気伝導率 BOD, COD, SS, 窒素含有量, 塩化物イオン濃度 アルキル水銀化合物, 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物, カドミウム及びその化合物, 鉛及びその化合物, 有機燐化合物, 六価クロム化合物, 硒素及びその化合物, シアン化合物, ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。), トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン及びその化合物, ほう素及びその化合物, ふつ素及びその化合物, アンモニア, アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物, ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量, 動植物油脂類含有量), フェノール類含有量, 銅含有量, 亜鉛含有量, 溶解性鉄含有量, 溶解性マンガン含有量, クロム含有量, ダイオキシン類
浸出水(処理水)	浸出水処理施設	毎日 月1回 年2回	pH, 電気伝導率 BOD, COD, SS, 窒素含有量, 燐含有量, 大腸菌群数 アルキル水銀化合物, 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物, カドミウム及びその化合物, 鉛及びその化合物, 有機燐化合物, 六価クロム化合物, 硒素及びその化合物, シアン化合物, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン及びその化合物, ほう素及びその化合物, ふつ素及びその化合物, アンモニア, アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物, ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量, 動植物油脂類含有量), フェノール類含有量, 銅含有量, 亜鉛含有量, 溶解性鉄含有量, 溶解性マンガン含有量, クロム含有量, ダイオキシン類

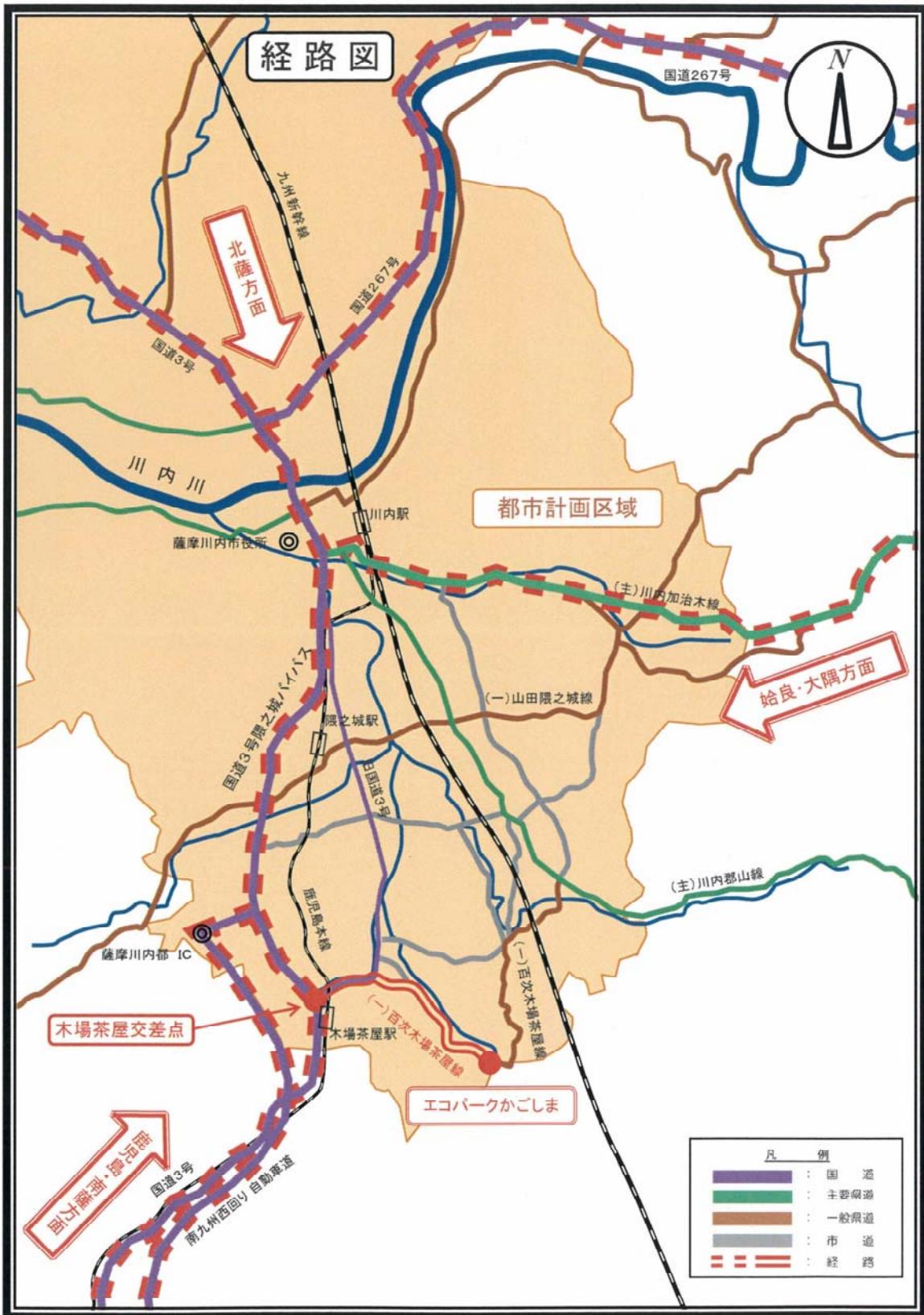
項目	調査地点	頻度	調査項目
地下水	地下水集排水ピット（1地点）	常時	pH, 電気伝導率
		月1回	塩化物イオン
		年2回	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 硒素, 総水銀, アルキル水銀, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふつ素, ほう素
		年1回	PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, ダイオキシン類
	モニタリング用観測井戸（2地点）	年2回	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 硒素, 総水銀, アルキル水銀, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふつ素, ほう素
		年1回	PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, ダイオキシン類
大気質	敷地境界（1地点）	開始時及び必要時	粉じん
騒音	敷地境界（1地点）	開始時及び必要時	騒音レベル
振動	敷地境界（1地点）	開始時及び必要時	振動レベル
悪臭	敷地境界（1地点）	年1回	臭気濃度（必要に応じ, 以下の項目を実施する） アンモニア, 硫化水素, メチルメルカプタン, 硫化メチル, 二硫化メチル, トリメチルアミン, アセトアルデヒド, プロピオンアルデヒド, ノルマルブチルアルデヒド, イソブチルアルデヒド, ノルマルバレルアルデヒド, イソバレルアルデヒド, イソブタノール, 酢酸エチル, メチルイソブチルケトン, トルエン, スチレン, キシレン, プロピオン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸, イソ吉草酸 (以上, 特定悪臭物質22項目)

項目	調査地點	頻度	調査項目
河川水	河川 管理型 処分場 下流 (2地点)	年2回	pH, 電気伝導率, 塩化物イオン, SS, カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 硒素, 総水銀, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふつ素, ほう素, セレン
井戸水	関係地域内 井戸	年1回	pH, 電気伝導率, 塩化物イオン, 一般細菌, 大腸菌, 有機物, 味, 臭氣, 色度, 濁度

別紙1



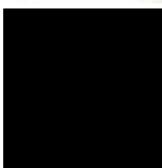
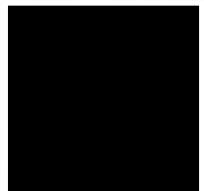
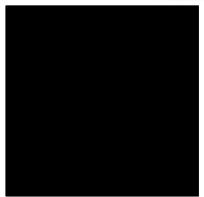
別紙2



公益財團法人
鹿兒島県環境

境整備公社
理事長之印

鹿兒島県印
知事印



市
政
局
印